第４章　子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項
　１．推進体制等
　　⑴　国における子どもの読書活動推進体制
　　⑵　地域における子どもの読書活動推進体制
　　⑶　子どもと本をつなぐネットワーク活動に対する支援
　２．財政上の措置
第５章　子どもの読書活動の推進のための方策
　Ⅰ　家庭における子どもの読書活動の推進
　　１．子どもの読書活動の推進における家庭の役割
　　２．家庭における子どもの読書活動の推進のための取組
　Ⅱ　地域における子どもの読書活動の推進
　　１．図書館
　　⑴　子どもの読書活動の推進における図書館の役割
　　⑵　図書館における子どもの読書活動の推進のための取組
　　①　読書活動に関する情報提供
　　②　図書館相互や関係機関との連携・協力
　　③　学校図書館との連携・協力
　　④　ボランティア活動の促進
　　⑶　子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化
　　①　公立図書館の整備
　　②　図書館の資料、施設等の整備・充実
　　ア　図書館資料の整備
　　イ　移動図書館の活用
　　ウ　情報化の推進
　　エ　子どもの利用のためのスペース等の整備
　　オ　障害のある子どものための諸条件の整備・充実
　　カ　運営の状況に関する評価等の実施
　　③　司書及び司書補の専門的職員の配置・研修
　　ア　司書及び司書補の適切な配置
　　イ　司書及び司書補の研修の充実
　　２．その他
　　⑴　子どもの読書活動の推進における「国際子ども図書館」の役割
　　⑵　子どもの読書活動の推進における大学図書館の役割
　　⑶　子どもの読書活動の推進における児童館の役割
　Ⅲ　学校等における子どもの読書活動の推進
　　１．幼稚園・保育所等
　　⑴　子どもの読書活動の推進における幼稚園、保育所等の役割
　　⑵　幼稚園、保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組
　　２．小学校・中学校・高等学校等
　　⑴　子どもの読書活動の推進における学校の役割
　　⑵　学校における子どもの読書活動の推進のための取組
　　①　児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実
　　②　障害のある子どもの読書活動の推進
　　③　家庭・地域との連携による読書活動の推進
　　⑶　子どもの読書活動の推進のための学校図書館の機能強化
　　①　学校図書館の資料、施設等の整備・充実
　　ア　学校図書館資料の整備・充実
　　イ　学校図書館施設の整備・充実
　　ウ　学校図書館の情報化
　　②　学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進
　　ア　司書教諭の配置
　　イ　学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置
　Ⅳ　民間団体の活動に対する支援
　　１．子どもの読書活動の推進における民間団体の役割
　　２．民間団体の活動に対する支援
　Ⅴ　普及啓発活動
　　１．普及啓発活動の推進
　　⑴　「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進
　　⑵　各種情報の収集・提供
　　２．優れた取組の奨励
　　⑴　優れた取組に対する表彰等
　　⑵　優良な図書の普及

第１章　はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要である。また、平成23年３月に発生した東日本大震災後、被災地の多くの子どもたちが不安に直面していた際、全国から寄附された本や絵本が子どもたちの心のよりどころとなり、生きる希望を与えた。このことからも、読書活動は、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源となることが改めて認識されている。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号。以下「推進法」という。)が成立した。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)を策定・公表すること、４月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的としている。

また、推進法第８条第１項の規定に基づき、政府は、平成14年８月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画(「第一次基本計画」)を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んだ。平成20年３月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めた。

第二次基本計画期間中においては、図書館法（昭和25年法律第118号）の一部改正法の成立、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。)の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、国会決議により平成22年を「国民読書年」とすることが定められた。

また、地方公共団体においても、子どもの読書活動の推進を目指した取組が実施されており、平成18年度末までに全都道府県が「都道府県子ども読書活動推進計画」（以下「都道府県推進計画」という。)を策定し、社会情勢等の変化に応じて適宜見直しを行っている。市（特別区を含む。以下同じ。)町村においても、平成23年度末現在、約54％が「市町村子ども読書活動推進計画」(以下「市町村推進計画」という。)を策定している。

このように、国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する様々な取組を行っているものの、依然として、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていないこと、町村では市町村推進計画の策定率が低く地域によって大きな差が見られること等、課題も見られる。